

神奈川県立のふれあいの村の 維持管理及び運営に関する業務の基準

令和 2 年 1 月
神奈川県教育委員会

目 次

1	ふれあいの村の施設及び設備の維持管理に関する業務	
(1)	環境整備に関する業務	1
(2)	維持修繕に関する業務	1
(3)	防災・防犯に関する業務	1
2	ふれあいの村の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務	
(1)	施設利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務	2
(2)	利用料金の徴収に関する業務	2
(3)	施設の利用についての説明、案内	2
3	ふれあいの村の設置の目的のために必要な業務	
(1)	主催事業の実施	2
(2)	不登校対策自然体験活動事業の実施（足柄ふれあいの村の指定管理者が実施）…	2
(3)	調査研究業務	3
(4)	食堂の運営（委託可）	3
(5)	視察・見学者等の対応	3
4	その他業務	
(1)	職員研修	3
(2)	事業計画、人員配置計画及び収支計画の作成	4
(3)	実績報告書の作成	4
(4)	利用統計	4
(5)	利用者満足度調査の実施	4
(6)	指定管理者名等の表示	4
(7)	地元自治会等との関係	4
(8)	引継	4
5	留意事項	
(1)	職員の配置	4
(2)	その他留意事項	5

1 ふれあいの村の施設及び設備の維持管理に関する業務

(1) 環境整備に関する業務

村内の豊かな自然環境の保全と施設の衛生環境の維持向上を図るため、次の業務を行うこととします。

ア 樹木管理・除草

利用者の安全と構内の美観を保持するため、立木の剪定、枯木・倒木の伐採・除去、間伐・補植を行うとともに、構内の通路及び建物周囲、広場、グラウンド内の除草等を計画的に行います。

イ 清掃・美化

清掃は管理棟、宿泊棟、集会棟、食堂等の主要施設において毎日行う通常清掃（床、浴場、トイレ等）と、期日及び場所を定めて実施する定期清掃（床のワックスがけ等）を組み合わせ効率的な清掃を行います。

ウ 保健衛生管理

施設内の衛生の維持及び向上に努めるとともに、法令に義務付けのある設備の管理及び清掃等を行います。（受水槽の清掃、汚水処理施設・浴槽循環濾過器の清掃、寝具・宿泊室の病虫害駆除・消毒等）

(2) 維持修繕に関する業務

利用者の安全及び公衆衛生の維持・向上を図るため、施設設備の定期的な点検を実施し、破損箇所等を発見した場合は速やかに修理してください。ただし、大規模な修理等を必要とする場合は、所要の応急措置を講じるとともに神奈川県教育委員会の指示を仰いでください。

ア 施設・設備の維持管理

建物及び建物に付随する設備（ボイラー、電気設備、消防設備等）

イ 敷地内工作物の維持管理（通路、水路側溝、法面等）

通路、水路側溝、屋外炊事場、遊戯器具、フェンス及び斜面の法面等

ウ 備品等の管理

備品については、施設の運営に支障を来たさないように点検・修理を行うとともに、員数については台帳による管理を行うこととします。

(3) 防災・防犯に関する業務

ア 自衛組織の編成等

防災、防火、防犯に効果的に対応するため、自衛組織を編成し訓練を実施するとともに、対応マニュアルを作成し職員に対し周知を図ります。

イ 夜間警備（委託可）

午後6時から翌朝午前8時30分までの間に村事務室に詰め、敷地内及び建物内の見回りを3回以上実施します。なお、緊急事態が発生した場合は、速やかに当該

ふれあいの村の責任者に連絡を取りその指示を仰ぐとともに所要の対応をしてください。

2 ふれあいの村の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務

(1) 施設利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務

ア 神奈川県立のふれあいの村条例（以下「条例」という。）及び神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則（以下「規則」という。）等に基づき、施設を利用しようとする者に対し、利用の承認を行います。

イ 利用の承認を受けた者が条例第14条各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができますものとします。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

ア 利用料金の徴収にあたっては、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取り扱うとともに、事故防止に努めてください。

イ 利用料金の額は、条例第11条第2項の規定に基づき、条例別表に定める額の範囲内で神奈川県教育委員会の承認を得て定めることとします。

(3) 施設の利用についての説明、案内

ア 一般利用、学校利用、特例利用、夏季利用等の受付にあたって必要な調整、利用者に対する指導・助言及び利用承認の受付に関する事務を行います。

イ ふれあいの村における体験活動を円滑に行うため、入退村時にオリエンテーションや引率者・指導者のミーティング等を行い、一般的な注意事項や天候、地域情報等の提供を行います。

3 ふれあいの村の設置の目的のために必要な業務

(1) 主催事業の実施

ア 体験活動等の実施

ふれあいの村の立地条件と施設の機能を活用しつつ、いじめ・不登校等の教育的課題に対応した体験活動事業を体系的に実施します。

イ ふれあい活動の指導者及びボランティアの育成

ふれあい活動の拠点施設としての機能を活かし、地域におけるふれあい活動指導者や青少年のボランティアの育成を行います。

(2) 不登校対策自然体験活動事業の実施（足柄ふれあいの村の指定管理者が実施）

県の不登校対策の一環として実施するもので、不登校の状態にある、あるいは学校を休みがちな児童・生徒を対象に、自然体験活動を実施し、社会的自立や学校生活の再開へつなげていくことを目的に実施します。

(3) 調査研究業務

- ア 広報紙の発行、インターネットホームページの運営
県民を対象に、ふれあいの村の利用を促進するための広報活動を行い、また、そのための活動方針を作成します。
- イ 利用団体の拡大
青少年関連の各種団体及び学校等を訪問し、村の利用に関しPR活動を積極的に展開します。
- ウ 体験活動プログラムの開発研究
学校利用、特例利用等の各種団体による体験学習活動をサポートするためのプログラムの研究・開発を行います。
- エ 施設周辺の環境調査
利用者の自然体験活動の参考資料とするため、各ふれあいの村周辺の動植物の実態調査、標本等の作成を通じ、村周辺の自然環境に関する情報提供を行います。
- オ その他
 - (ア) 施設の下見、利用打合せ、活動プログラムの提供・指導などを積極的に行うとともに、多人数の団体の場合に引率者等の補助業務等の支援を行います。
 - (イ) 各村周辺のハイキングコースやオリエンテーションコースの実地調査や体験活動に利用する貸出資機材の点検・補充等を行います。
 - (ウ) 業務改善のため職員で構成する検討委員会（仮称）などを設置し、日常的に施設運営上の問題点の解消に努めます。

(4) 食堂の運営（委託可）

- ア 宿泊利用者への食事の提供
 - 【参考】平成30年度年間提供食事数
 - 足柄 106,191食（H30延利用者数 73,775人）
 - 愛川 180,692食（H30延利用者数 120,704人）
 - ※ 他に昼食として弁当等の提供があります。
- イ 野外炊事活動用の食材の調達、提供
主にカレーライス及びピザ、バーベキュー用の食材
- ※ 食堂の運営を委託する場合は、神奈川県教育委員会に対し教育財産の目的外使用許可を受ける必要があります。

(5) 視察・見学者等の対応

市町村の議会関係者及び職員等の行政視察、他都道府県の関係者による視察等には誠実に対応するものとします。

4 その他業務

(1) 職員研修

幅広い層の利用者があること、また学校行事（小・中学校、高等学校、特別支援学

校、大学、専修・各種学校等)による利用が全体の約6割弱であるという特徴を踏まえ、これに適切に対応できるよう接遇、体験活動のあり方、他施設の動向に関する職員の研修を定期的実施します。

(2) 事業計画、人員配置計画及び収支計画の作成

次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を毎年度6月末までに神奈川県教育委員会と調整を図った上で作成し、提出します。

(3) 実績報告書の作成

毎年度4月末までに、前年度の管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等からなる実績報告書を作成し、神奈川県教育委員会へ提出します。

(4) 利用統計

施設利用者数等の集計・分析を月ごとに行い、その結果を神奈川県教育委員会に報告するとともに、業務改善等に反映します。

(5) 利用者満足度調査の実施

利用者へのアンケート調査を随時実施し、その結果及び業務改善への反映状況について、神奈川県教育委員会に報告します。

(6) 指定管理者名等の表示

指定管理者が管理運営している県の施設である旨を明確にするため、指定管理者名と設置者としての県の連絡先を施設内に表示し、または案内パンフレット等に明記するなど、利用者に分かりやすい形で周知します。

(7) 地元自治会等との関係

地元自治会及び住民との良好な関係の構築に努めます。

(8) 引継

指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者が業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、責任を持って引継を行います。

5 留意事項

(1) 職員の配置

利用者の約6割弱が小・中学校等の学校行事による利用であることから、児童生徒の安全の確保及び緊急時の対応に万全を期すため、職員の配置にあたっては、次の条件を満たすとともに労働基準法等関係法令を遵守し、職員の配置を行います。

ア 施設の管理運営責任者を1名、責任者を代理する者1名を専属配置し、開所日は

どちらかが必ず勤務に就くこと。

イ 一般業務の従事者は、常時複数の者を従事させること。

ウ 各施設とも通常業務の時間は、午前8時30分から午後9時までであることから、早番遅番等の就業形態をとる必要がある。

エ 防火管理者を置くこと。

オ 野外体験活動施設で5年程度の勤務経験がある職員を配置する等適切に運営すること。

カ 不登校対策自然体験活動事業を実施する足柄ふれあいの村においては、不登校児童・生徒への支援について豊富な知識・経験を有するとともに、その指導に熱意を持ってあたり、児童・生徒の状況に応じ、適切に対応できる者を配置するとともに、キャンプ実施時には、児童・生徒の安全の確保及び緊急時の対応に万全を期すため、運営責任者または責任者を代理する者を配置するほか、常時、安全管理上必要な人数の運営スタッフを従事させること。

(2) その他留意事項

ア 施設の地形、施設の物理的状況や就業形態を踏まえ、施設の円滑な運営に必要な職員総数及びその編成並びに勤務条件等についての検討が必要となります。

イ 2施設とも山間部の斜面地にあるため、バリアフリー化されていない箇所があり、障害者が利用する場合、人的対応が必要となる場合があります。